

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第862号)

平成23年1月27日

横 情 審 答 申 第 862 号

平 成 23 年 1 月 27 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年7月12日市地施第204号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「庁舎駐車場条例施行規則第9条の規定する定め of 全て、資料含む」の非開示決定
に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「庁舎駐車場条例施行規則第9条の規定する定め全て、資料含む」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「庁舎駐車場条例施行規則第9条の規定する定め全て、資料含む」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年2月19日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

横浜市庁舎駐車場条例施行規則（平成21年5月横浜市規則第60号。以下「駐車場規則」という。）第9条に基づく当該規則の施行に関して必要な事項を定めるものとして、一般的には実施要領等が想定されるが、庁舎駐車場に関してはその必要がなかったことから、実施要領等を作成していない。また、その他に駐車場規則の施行に関して必要な事項については、同規則が制定された平成21年5月から現在までにおいて生じていないことから、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消せ。
- (2) 根拠規定を適用する理由欄記載の処分理由が具体的でなく、処分理由が不明確であるから、詳しい処分理由を待って追って理由を述べる。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

横浜市では、平成21年3月に横浜市庁舎駐車場条例（平成21年3月横浜市条例第16号。以下「駐車場条例」という。）を制定し、庁舎駐車場の管理運営に指定管理者制度を導入するとともに、庁舎駐車場を有料化して指定管理者に利用料金を収受させることとした。また、同年5月には駐車場条例の施行に関し必要な事項を定めるものとして駐車場規則を定めており、同規則第9条では、「この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長又は市民局長が定める。」と定められている。

本件申立文書は、駐車場規則第9条に基づき、総務局長又は市民局長（本件請求時は行政運営調整局長又は市民活力推進局長）が定めた文書である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、駐車場規則の施行に関し必要な事項は現在までに生じておらず、本件申立文書を保有していないと主張しているため、当審査会で、平成22年11月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 申立人は、庁舎駐車場の有料化について、有料化の趣旨や経緯、制度内容の確定に至った経緯、利用料金の減免の内容などに関心を持っていたため、本件請求以前から対応してきた。本件請求にあたり、申立人は、駐車場規則の内容以外に同規則第9条に基づいて局長が定めた何らかの文書があるのではないかと考えていたようである。

(イ) 駐車場条例及び駐車場規則に関連する文書としては、横浜市庁舎駐車場指定管理者の指定に関する要綱（平成21年4月8日制定。以下「文書1」という。）、横浜市庁舎駐車場指定管理者選定委員会要綱（平成21年4月8日制定。以下「文書2」という。）、庁舎駐車場の指定管理者公募の際の募集要項等の書類（総称して以下「文書3」という。）及び横浜市庁舎駐車場の利用料金の減免に関する要綱（平成21年9月30日制定。以下「文書4」という。文書1から文書4までを総称して以下「駐車場要綱等」という。）があるが、これらの文書はいずれも駐車場規則第4条又は第7条に基づき市長が定めたものであり、本件申立文書には該当しない。また、駐車場要綱等は、本件請求以前の対応の際に申立人にも見せている。

(ウ) なお、庁舎駐車場の有料化に関しては、有料化検討段階の市民アンケートの結果等の有料化に至った経緯や横浜市庁舎駐車場指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の議事録等の指定管理者選定に係る情報についてインターネットでも公開している。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件申立文書は、駐車場規則の施行に関し必要な事項について局長が定めた文書であるところ、駐車場規則は、指定管理者の指定手続に係る事項や供用時間、利用料金の減免等の庁舎駐車場の管理運営に係る事項を定めているため、これらの事項について細目を定めた文書が存在すれば本件申立文書に該当する可能性があると考えられる。この点について、実施機関は、駐車場要綱等が存在するものの、これらの文書は駐車場規則第4条又は第7条に基づき市長が定めたものであり、本件申立文書には該当しないと説明している。

(イ) そこで、当審査会で駐車場要綱等を見分したところ、文書1は、駐車場条例第4条に規定する指定管理者の指定に係る選定基準や申請書類等について定めたものであり、また、文書3は、指定管理者の公募の際の文書であることが認められた。駐車場条例では指定管理者の選定や指定は市長が行うこととされており（第4条及び第5条）、文書1において初めて局長が選定手続を行うことが規定されている（第2条）ことから、文書1を駐車場規則第9条の「局長が定める」文書と解することはできず、また、文書3についても同様である。

次に、文書2は、文書1の第5条第3項に基づき設置された選定委員会の組織及び運営について定めたものであり、駐車場規則第9条に基づく文書ではないことは明らかである。また、文書4は、利用料金の減免について駐車場規則において市長が定めることとされている事項を定めた文書であることから、文書1と同様に駐車場規則第9条の「局長が定める」文書とは解することはできない。

(ウ) (イ)のとおり、駐車場要綱等は駐車場規則第9条に基づく文書であるとは認められず、また、駐車場要綱等で定められた内容を踏まえると、これらの文書以外に指定管理者の指定手続に係る事項や庁舎駐車場の管理運営に係る事項について実施機関が細目を定めた文書を作成しなければならない事情も認められない。したがって、駐車場規則の施行に関し必要な事項は現在までに生じておらず、本件申立文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年7月12日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年7月16日 (第105回第三部会) 平成22年7月22日 (第170回第一部会) 平成22年8月27日 (第175回第二部会)	・諮問の報告
平成22年10月14日 (第173回第一部会)	・審議
平成22年11月25日 (第175回第一部会)	・実施機関の事情聴取 ・審議
平成22年12月9日 (第176回第一部会)	・審議
平成23年1月13日 (第177回第一部会)	・審議